

議案第 135 号

伊賀市職員の給与に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年12月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の130.0」を「100分の125.0」に改める。

第2条 伊賀市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の125.0」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。